



▲ノー上着・ノーネクタイでの本会議

定例会

日間の会期で開かれました。定例会では、議案を審議し、すべて可決しました。

国民健康保険税条例の改正

国保税決定

賛成多数で可決しました

前年比

1人当たり平均
21,656円増

1世帯平均
29,049円増

◆主な改正内容

- 1 地方税法の改正に伴い、国保税の医療費分賦課限度額を九万円引き下げ、新たに支援金分として十二万円の限度額を設定。
- 2 国保から後期高齢者医療制度へ移行した世帯の中に、単身の国保被保険者が残ってしまう場合は、平等割額が半額。
- 3 国保税算出基礎（前年度住民税・固定資産税）の確定に伴う改正。
医療費分、支援金分を合算した前年比は、後期高齢者医療制度への被保険者の移動による減少も影響し、一人当たりの平均で、二万六千六百五十六円、一世帯平均二万九千四十九円の大幅な引き上げとなりました。

主な質疑

◇ 棚倉町職員の自己啓発等休業に関する条例

問 休業補償は通常と同じなのか。

答 休業中は無給である

問 休業取り消しの場合、もとの職に戻るのか。

答 戻る。

問 この期間は勤続年数に含まれるのか。

答 規則で定めるところにより町長が判断。今後、規則でつめていく。

◇ 棚倉町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十條第一項の規定に基づく準則を定める条例

問 棚倉町に進出したいという企業の状況は。

答 現在のところない。

問 企業訪問してみて、棚倉町が他の町村と比べて、なにかネックになっている点は。

答 特にないが、関東地域などと比べると少し距離が遠い。交通網の整備されたところに希望する企業が多い。

問 この条例が該当する企業はあるのか。

答 東洋シャフトが該当する。

◇ 棚倉町国民健康保険税条例の改正

問 三月定例会のとき国保税が下がると聞いたが、今回上がるのではないか。

答 後期高齢者医療制度の負担金だけを考えれば下がるのでは、ということをお話したつもり。

問 所得割が課税できない世帯は、どのくらいなのか。

答 手持ちの資料では、千二百世帯以下になるのでは。

6月

平成20年6月11日から13日までの3
報告2件、条例の改正や補正予算など13

◆ 討論

反対



鈴木 政夫 議員

後期高齢者医療制度の創設によって、高齢者も若い人たちも負担が重くなっているのが今回の改正であり、基金の活用や一般会計からのくり入れなど、町民負担を軽減すべきであり、そういう観点があったく感じられず、反対する。

賛成



藤田 智之 議員

今年度のような大幅な税率引き上げを考えると、激変緩和の工夫をすべきだったかと反省する点もあるが、四月から施行された後期高齢者医療制度の影響もありやむを得ない。諮問機関の意思も尊重すべき。